# 定款

# 一般社団法人日本臨床試験学会

平成21年8月28日作成 平成21年8月31日認証 平成21年9月 1日設立 平成22年6月12日改訂 平成26年3月15日改訂 平成27年2月21日改訂

# 一般社団法人日本臨床試験学会定款

#### 第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本臨床試験学会と称し、英文名では、 Japan Society of Clinical Trials and Research と表示する。

(主たる事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
  - 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、臨床研究に携わる専門職が一同に会して、専門職全体の知識と技術 の向上をはかり、職種の枠を超えた情報交換と研究活動を推進することで、我が国 の臨床試験・研究の推進及び質の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1) 学術集会の開催
  - (2) 会誌の発行
  - (3) 臨床研究専門職の認定制度の導入
  - (4) 生涯教育継続研修会の開催
  - (5) 国内外の関係学術団体との連携
  - (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

# 第3章 会員及び社員

(法人の構成)

- 第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人 に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。
  - (1) 正会員 臨床研究全般に係わる専門職者、教育担当者、メディアその他であって、この法人の事業に賛同して入会した個人
  - (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、臨床研究の教育を受け、かつ、大学等この法人が定める教育機関の在籍を証明できる者

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び 団体

(入 会)

- 第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める手続に従って、 入会の申し込みを行う。
  - 2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会において、その可否を 決定し、これをその者に通知する。

(会費等)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、 社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退 会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出し、理事会の承認を受けて、任 意に退会することができる。

(除 名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当 該会員を除名することができる。
  - (1) この定款その他の規則に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

- 第10条 前二条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失 する。
  - (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
  - (2) 総社員が同意したとき
  - (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第 11 条 会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員と しての権利を失い、義務を免れる。ただし、既発生の義務は、これを免れることは できない。
  - 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及び既納の拠出品は、 これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、社員をもって構成する。

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、 必要がある場合に臨時社員総会を開催する。尚、社員総会は、社員総数の過半数 の出席がなければ開催することができない。

(招集)

- 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
  - 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員 総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求すること ができる。
  - 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集 しなければならない。
  - 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した 書面又は電磁的方法をもって開会日の 2 週間前までに通知を発しなければならな い。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決 議)

- 第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当 該社員の議決権の過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 社員及び会員の除名
    - (2) 監事の解任
    - (3) 定款の変更
    - (4) 解散
    - (5) その他法令で定められた事項
  - 3 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない社員は、あらか じめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の社 員を代理人として決議を委任することができる。この場合においては、当該社員 又は代理人は、代理権を証明する書面又は電磁的方法にてこの法人に提出しなけ ればならない。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会で選任された議事録署名人2名が、記名 捺印又は署名する。

(社員総会規則)

第19条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

#### 第5章 役員等

#### (役員の設置)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 10名以内
- (2) 監事 1名以上 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、副理事長を1名、専務理事1名を置くことができる。
- 3 この法人の理事長を法人法上の代表理事とする。
- 4 理事長以外の理事のうち、業務執行を行なう理事として副理事長及び専務理事 を置くことができる。

#### (役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
  - 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
  - 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
  - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む)である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

#### (理事の職務及び権限)

- 第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執 行する。
  - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故があると きはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。ただし、理事長を 代行する期間は、理事会において後任の理事長が選任されるまでとする。
  - 4 代表理事及び副理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

#### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作

成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業 務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
  - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時まで とする。
  - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は 監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(会長等の選任等)

- 第26条 会長1名、次期会長1名(以下、「会長等」という。)を別に定めるところにより、 社員総会において選任する。
  - 2 会長の職務は、選任された翌年に行なわれる学術集会を主催することとする。
  - 3 次期会長は、会長を補佐する。
  - 4 会長等の任期は、それぞれ1年とし、選任された翌年に行なわれる学術集会の 終了の日までとする。

(役員等の報酬)

第27条 役員等は無報酬とし、この法人の使用人として報酬を受けることもできない。ただし、費用を弁済することができる。

(取引の制限)

- 第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
  - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
  - 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

#### (事務局および職員)

- 第29条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。
  - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。
  - 3 事務局長及び職員は、理事長が任免し、有給とする。
  - 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

# 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務執行の監督
  - (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

- 第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とし、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。尚、理事会は委任状による出席も書面表決も代理出席も認めない。
  - 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
  - 3 臨時理事会は、次にあげる場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

- 第33条 理事会は、理事長が招集する。
  - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決

議があったものとみなす。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名捺印又は署名する。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において 定める理事会規則による。

# 第7章 学術集会及び会員集会

(学術集会の開催と運営)

- 第38条 学術集会は、定時社員総会時に開催する。
  - 2 学術集会における研究発表の筆頭者は、会員に限る。
  - 3 学術集会の運営に関して必要な事項は、理事会及び社員総会の決議を経て別に 定める。

(会員集会)

- 第39条 全会員を対象とする会員集会を定時社員総会時期に開催する。
  - 2 会員集会は、理事長が招集する。
  - 3 会員集会の開催テーマ及び開催場所等は、理事会で定める。

# 第8章 委員会

(設置等)

- 第40条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議を経て委員会を設けることができる。
  - 2 委員会は、その目的とする事項について、調査・研究・審議する。
  - 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により、別途定める。

### 第9章 機関誌

(機関誌の発行)

第41条 この法人は、臨床研究に関する研究成果公開のため機関誌を発行する。

(編集委員会)

- 第42条 機関誌の編集発行のために、編集委員会を設ける。
  - 2 編集委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により、別に

定める。

# 第10章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第44条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日まで に、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合 も同様とする。
  - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備 え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、 監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を受けなけ ればならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - 2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事名簿

(剰余金)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

# 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員現在数の議 決権の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人 又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

# 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行なう。

# 第13章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の 決議により、理事長が別に定める。

(法令の準拠)

第52条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

# 附 則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成22年3月31日までと する。
- 2 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 大橋 靖雄

黒川 達夫

川上 浩司

設立時監事 小林 利彦

設立時代表理事

大橋 靖雄

3 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

設立時社員

大橋 靖雄

樋之津史郎

新美三由紀

青谷恵利子

(住所は省略)

附則2

1. この定款変更は、平成22年6月12日から施行する。

2. この定款変更の施行日の属する事業年度は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日とし、翌事業年度を平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までとする。

附則3

1. この定款変更は、平成 26 年 3 月 15 日から施行する。

附 則 4

1. この定款変更は、平成 27年2月21日から施行する。